

公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター運営委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 62 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 9 条第 3 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （１）図書情報センターの運営に関する事項
- （２）総合情報ネットワークシステムの運営に関する事項
- （３）図書情報センターが所掌する規程の制定改廃に関する事項
- （４）その他図書情報センターが所掌する必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- （１）図書情報センター長
- （２）理事長が指名する理事
- （３）各学部ごとに選出される教授または准教授 2 人
- （４）事務局次長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

（任期）

第 4 条 前条第 1 項第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、図書情報センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、学内情報ネットワークの管理者を兼ねる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学図書情報センター運営委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第3号または第4号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第3号または第4号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第4条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条～第5条関係）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第9条関係）

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（第6条関係）